

# 学校法人新渡戸文化学園情報セキュリティポリシー

## I. 趣旨・目的

日進月歩で変容する高度情報化社会において、情報基盤の整備とコンピュータ・ネットワークの多面的活用は学校法人の運営及び傘下の学校の教育活動に不可欠なものであり、学校法人新渡戸文化学園(以下「学園」という。)においても積極的に推進している。しかし、その一方で、個人情報情報の漏えい、不正アクセス、あるいは新たな攻撃手法による情報資産の毀損や逸失、操作ミス等によるシステム障害発生等のリスク、また、自然災害に起因するシステム停止あるいはシステム運用の機能不全にも備える必要がある。

このような背景から、学園では既に定めた個人情報保護方針に加え、その実現に必要な情報セキュリティ対策の基本方針を明示した学校法人新渡戸文化学園情報セキュリティポリシー(以下「学園ポリシー」という。)をここに制定する。

学園ポリシーによって目指すものは、次のとおりである。

- (1) 情報セキュリティに係る管理体制の確立
- (2) 情報システムを毀損する加害行為の抑止と情報資産の保護
- (3) 情報セキュリティの質の向上

学園のすべての関係者はこのことを十分に理解したうえで、高度情報化社会における情報セキュリティの重要性を認識し、学園ポリシーを遵守しなければならない。

## II. 適用範囲

学園ポリシーの適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 学園ポリシーが対象とする組織は、学園が設置した子ども園、小学校、中学校、高等学校、アフタースクール、短期大学及び学園法人事務局とする。
- (2) 対象となる情報資産の範囲は、学園が所有するすべての情報資産及び学園以外の情報システムで学園のネットワークに接続されるものとする。
- (3) 対象者は、次のとおり学園の情報システムを利用するすべての者とする。
  - ① 役員、教職員(非常勤教職員、派遣教職員、アルバイトを含む。)
  - ② 学生(研究生、科目等履修生等を含む。)、生徒、児童、園児、保護者、保証人
  - ③ 委託業者、その他関係学外者等
- (4) 法律及びこれに基づく命令の規定によって、情報の管理・利用に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあつては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによる。

### Ⅲ. 学園ポリシーの位置づけと構成

学園ポリシーは、学園が所有し管理する情報資産に関するセキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、次のとおり構成されている。なお、個人情報については、学園の「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」に定める。

#### (1) 基本方針(ポリシー)

学園の情報セキュリティに対する基本的な考えを、学園内外に対して明示するもの。

#### (2) 対策基準(関連規程等)

基本方針を具体化し、情報セキュリティを確保する上で遵守すべき事項や判断の基準を明確にしたもの。

### Ⅳ. 用語の定義

学園ポリシーにおける用語の定義については、「学校法人新渡戸文化学園情報セキュリティに関する規程」第2条に定めるとおりとする。

### Ⅴ. 遵守義務

学園ポリシー適用対象者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報資産の利用にあたっては学園ポリシー及び情報セキュリティに関する法令や諸規則・規程等を遵守しなければならない。

### Ⅵ. 組織と体制

学園の情報セキュリティ対策を推進するために最高情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ実施責任者を置き、各部署には情報セキュリティ管理者及び情報セキュリティ担当者を配置し、さらに、審議機関として情報セキュリティ委員会を設置する。また、情報セキュリティに関する技術的な管理・運用は、法人事務局施設・情報管理課が所管する。

### Ⅶ. 罰則

学園ポリシーに違反した者に対しては、学園の情報資産へのアクセスを禁止または制限し、学園の各規則・規程及び関係法令に基づき相応の措置をとることができるものとする。

### Ⅷ. 情報セキュリティ対策の方針

学園ポリシーに基づく情報セキュリティ対策の方針は次のとおりとする。

#### (1) 情報資産の分類と管理

情報資産をその重要度に応じて分類し、それに応じたセキュリティ対策を行う。

(2) 物理的セキュリティ

情報システム設置場所について、機密性及び安全性を維持するため、入室管理等の物理的対策や危機管理上の対策を講じる。

(3) 人的セキュリティ

情報セキュリティの管理責任体制を定め、学園ポリシーの適用対象者に対してポリシーを周知徹底させると共に、情報セキュリティを確保するための啓発や教育活動を行う等の必要な対策を講じる。

(4) 技術的セキュリティ

不正プログラムによる脅威や内外からの不正なアクセスから情報資産を適切に保護するため、情報ネットワークのアクセス制御、監視及びコンピュータウイルス対策等の必要な技術対策を講じる。

IX. 学園ポリシーの運用ならびに評価・見直し

(1) 対策の実施

学園ポリシーを確実に実施していくため、情報セキュリティに関する規程等に則り、情報セキュリティ対策を講じて実行し、管理体制の整備を継続して行い、対象者への日常的な教育及び啓発により遵守すべき事項の周知徹底を図り、事故防止に努め、事故発生時には適切に対処する。また、定期的な自己点検等によって管理状況を評価し、必要な場合には、改善策を策定し、常に一定以上のセキュリティレベルを維持する。

(2) 評価・見直し

情報システムの変更あるいは新たな脅威など情報セキュリティに関する状況変化への有効性を維持するため、定期的または必要に応じて、学園ポリシーの評価と見直しを実施する。

X. 学園ポリシーの改廃

学園ポリシーの改廃は、情報セキュリティ委員会及び常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

- 1 この情報セキュリティポリシーは、令和2年11月1日から施行する。